

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2010. 7.10発行(通巻第403号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●労災以外の石綿新法救済対象疾病、限定的拡大に止まる	2
●連載 それぞれのアスベスト禍 その6 古川和子	10
●アスベスト報道ダイジェスト 2010年6月	12
●丹波マンガン記念館再建支援のお願い	13
●韓国からのニュース	15
●前線から(ニュース) 明星工業損害賠償裁判証人調べ 大阪／クボタショックから5年 尼崎で集会 尼崎	20
●2010夏期カンパへのご協力のお願い	23

6月の新聞記事から／22
表紙／クボタショックから5年、アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会
(2010年6月26-27日)

労災以外の石綿新法救済対象疾 病、限定的拡大に止まる

制度改正見直し検討、これから正念場

労災補償制度の対象とならない石綿被害者のための「石綿健康被害救済法」(以下、石綿新法)が救済対象とする「指定疾病」は、これまで「石綿による肺がん」「中皮腫」の二つに限られていたが、7月1日から「著しい呼吸機能障害を伴う」という条件付きで「石綿肺」と「びまん性胸膜肥厚」の二つの疾患が追加された。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会など被害者団体は、労災補償制度の対象疾患である「じん肺法上の合併症を合併した石綿肺」「良性石綿胸水」を含めて指定疾患とするよう求めてきたが、政府・環境省はこれを拒否した。また、石綿による肺がんの認定基準の労災並みの改訂も拒否した。

クボタショック後、石綿問題における行政の不作為がクローズアップされたが、今回の事態は、可能な制度改善すら迅速に行われることがないという行政不作為がいまだに続いていることを示した。

石綿新法は今年度中の見直し検討を進めることとされている。その議論は今回の省令改正議論と同じ、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会(以下、石

綿救済小委)を舞台として行われることになっているが、石綿救済小委には被害者側代表は1名(石綿対策全国連絡会議古谷杉郎事務局長)しか入っておらず、医学専門家はじめ他の委員たちはどれも環境省、厚労省と一体となって活動しているのが実態だ。

したがって、石綿被害救済・補償制度の大改訂のために、より一層幅広い運動を進めると共に政治家との連携強化が重要だ。

森永検討会の失敗

「労災とそれ以外の救済に格差をもうけるべきではない」

そもそも石綿新法が施行(2006年3月27日)される時点から石綿全国連、患者と家族の会など被害者側は、このことを要求してきた。当時の自民党などの与党と政府はこの要求を拒否して、労災補償制度と石綿新法救済とで給付水準、給付内容に格差をつけ、救済対象とする疾病についても、中皮腫と肺がんに限定した。

2007年7月29日の参議院選挙で自民党が大敗し、参議院で野党が過半数を制する「ね

じれ国会」となった。この与党不利の政治情勢の中、石綿新法の「緊急見直し改正案」が与野党一致法案として国会提出され2008年6月、衆参両院全会一致で可決成立し、2008年12月1日施行された。

このときの緊急改正は石綿全国連の問題提起から3ヶ月で成立し、石綿新法施行後に発生した新たな労災時効問題、死亡前未申請の場合に救済されない問題などの「補償、救済の隙間」については、2011年3月26日（石綿新法施行後5年）までは発生しないようとするなど重要な意義をもつものだった（石綿新法による救済開始を「療養開始日」又は「申請日から三年前」からすることに改めたことも重要な点だった）。

しかし、指定疾病拡大は盛り込まれなかつた。政府・環境省の抵抗が強かつたためだ。

ただし、当時の与党プロジェクトチームは与野党協議の前に「今後の検討課題」を文書で確認し、その第一項目は、「1 石綿肺の取扱いについて 石綿肺について、石綿救済法に基づく救済給付の対象疾患になつていいことから、救済を求める声があることに留意し、政府において、被害の実態や医学的知見に関する調査について早期に結論を得るよう努めるとともに、救済のあり方について検討を進めること。」だった。当時、患者と家族の会などが与党関係者にも熱心に要請を行つたことが影響を与えたものだ。

そして、緊急改正法案成立後に開始されたのが「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」（座長森永謙二医師、以下、森永検討会）だった（2008年10月21

日～2009年9月29日全7回、うち3回非公開。報告書2009年10月）。

環境省ははじめから、石綿肺については「重症石綿肺」だけを対象疾患とすることを方針としていたので、森永検討会はその基本線を外すことなく報告書をまとめた。

もともと、石綿肺を発症している石綿新法対象者は、職業的石綿ばく露のある一人親方・中小事業主で「労災保険制度の対象とならない人たち」であるから、すでに、職業ばく露した労働者対象の制度としてある労災保険制度における認定基準と対象疾患を採用すれば問題はない。家庭内ばく露や近隣ばく露の場合は、個別に判断することにすれば実務上問題はない。

つまり、石綿肺を対象疾患にするかどうかのための森永検討会は必要ではなかった。森永検討会の石綿肺の議論は、石綿肺の鑑別をどうするのか、重症とみなせる著しい肺機能障害の判定をどのようにするのかなどという点に終始した。「医学的検討」であるにもかかわらず、内輪の「専門家」が手持ちの情報を集めて、体裁をつくったもので、学問的コンセンサスを慎重に経たものとはいえない代物だ。

むしろ認定現場において必要があったのは、すでにこの時点であまりの認定率の低さが問題となっていた、石綿新法における「肺がん認定基準」の是正（職業ばく露が前提として労災認定基準を基本的に採用して、緩和すること）だったが、森永検討会は環境省の意向通りこれに手をつけなかつた。このことは、森永検討会を受けて発足した、制度化検討のための上述した石綿小委でも肺

がん認定基準の是正がなされない原因にもなった。

また、すでに労災補償の対象となっている職業的石綿ばく露から生じる良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚についても、今後は石綿肺という職業ばく露を基本的な前提とする疾患を対象疾患にする以上、これらも対象疾病にするべきであることが当然なのに、「さらに知見の収集を」ということで素通りしてしまった。

森永検討会に招集された医学専門家の多くは、クボタショックの直接の発端となつたクボタ旧神崎工場周辺の中皮腫多発、ラーク多発を明らかにできなかつた「専門家」たちだ。むしろ、知りながら社会に積極

的に明らかにしてこなかったのかもしれない。

そういう専門家たちの特徴は、自ら進んで現実から学ぼうとする力に欠けることはないだろうか。対策をできるだけ先送りして、責任の所在をあいまいにする政府官僚にとっては都合のよい存在ということになる。

問題なのは、こうした人々は、現実から遅れるということだ。森永検討会のありようはこのことをよく示した。

森永検討会は2009年9月29日に最後の会合を終え、10月に報告書を公表した。

報告書に次の二節がある。

「…以上のように、これまでの数々の報告か

新 月曜 2009年(平成21年)11月23日 月曜日 14版 社会 24

2009.11.23 神戸新聞

周辺住民、初の石綿肺

工場から大量飛散裏付け

が毒性の強い青石綿を使つた時期（1957年～75年）と重なる53年から65年まで、工場の向かいに住んでいた男性（69歳）は呼吸困難になつた。森水医師が過去の写真装置（CT）の画像を精査、石綿肺と診断した。

20年ほど前に肺線維症と診断され、3年前から石綿肺の纖維は中皮

脳の纖維よりも長く太い。森水医師は「工場のすぐそばで、從業員と同程度の石綿を吸引したと考えられる」としている。

（加藤正文）

加藤正文

ら、石綿肺を生ずる可能性があるばく露は基本的に職業性のものであり、近隣ばく露では発症例があったとしてもきわめてまれであり、その場合であっても重症例とは想定されがたいと考えられる」

たとえば森永検討会は、環境省が尼崎、泉州地域などで行っている健診事業にのせておこなっている「健康影響リスク調査」で収集された画像を検討して、一般環境経由の石綿肺は確認できなかつたとした。このことは上記の一節の根拠とされたが、くだんのリスク調査においては、受けるべき人は推定何人で、そのうち実際に受診した人は何人だ、という基本的な推定すら行われていないので、「確認できなかつた」は「いなかつた」ということではない。

ところが、森永謙二医師は、11月下旬の立命館大学のシンポジウムで「クボタ旧神崎工場周辺で働いていた人が石綿肺に罹患している」と発表した。

クボタ旧神崎工場周辺においては、多数の中皮腫と胸膜プラーク有所見者が確認されているが、住民レベルに石綿肺を起こしている人がいることが確定情報として発表されたことはこれまでなかつた。ただ、これは以前から十分予想されたことであつて、石綿肺I型に満たない肺の纖維化を呈した方は存在していた。

この方は鶴谷詎量氏で、今回の改正で石綿新法対象者とならなければならない人だ。

鶴谷氏は1953年から約20年間、職場である鶴谷製作所がクボタと道一つ隔てた北側にあり、そのうち1959年から7年間は寝泊まりもそこでしていた。

森永医師によれば、「画像上、間質性肺炎像を呈し、明かな石灰化胸膜プラークを複数伴う。過去の画像と合わせ判断して石綿肺として矛盾しない。極めて特異な環境下で石綿肺が発症したと考えられるが、クボタ（株）は石綿セメント管製造時（特に初期の頃）大量の石綿が工場から飛散していたことを示す証拠であり、より短い細い石綿繊維は遠くに飛散したことをうかがわせる。」という。

鶴谷さんは呼吸困難で在宅酸素療法を受けていて重症なので、森永検討会報告書の上記記述（少なくとも「その場合であつても重症例とは想定されがたいと考えられる」という部分）は書き直されなければならぬ。森永検討会報告書が出された直後、当の検討会座長の森永医師から公表されたといふのは、なんとも不可解な出来事だった。報告書作成時点で森永医師は鶴谷さんの件を知らなかつたのだろうか？

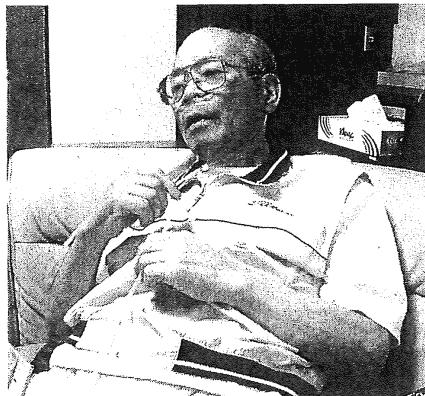
ただ、鶴谷さんは環境省が救済対象と想定する重症石綿肺とみられるので、鶴谷さんが森永検討会の途上で明らかになつたとしても大勢に影響はなかつた。

焦点は、労災並みにじん肺法上の合併症を発症して療養中の石綿肺患者や死亡した遺族を救済対象にするのかどうかだったが、なんら「医学的」検討もせず環境省の従来方針を丸呑みしたのが森永検討会だった。

森永検討会の第6回会合は2009年8月18日に非公開で行われた。約2週間後の8月30日、衆議院選挙が実施され、大方の予想通り民主党が圧勝し政権交代となつた。

民主党は石綿被害について格差と隙間の

石綿2疾病 来月から救済対象に



酸素吸入を受けながら、息苦しさを訴える鶴谷さん=兵庫県尼崎市の自宅で

石綿肺は石綿の大量吸入が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

石綿肺は石綿の大量吸入が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

吸が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

石綿肺は石綿の大量吸入が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

石綿肺は石綿の大量吸入が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

石綿肺は石綿の大量吸入が原因で呼吸困難となるじん肺の一種で、びまん性胸膜肥厚は肺を覆う膜に炎症が起きる疾患。とともに労

窓口「環境再生保全機構」

石綿健康被害救済法の政令が改正され、石綿肺患者らが既に救済申請するなどしていたため、窓口となる独立行政法人・環境再生保全機構が認定の可能性がある約30人に対し、新制度の直接通知を準備していることが分かった。

(12面に特集)

既に申請 30人に制度通知へ

【大島秀利、写真も】
既に申請 30人に制度通知へ
89・931へ。
同機構(0120・3

ない補償、救済制度の実現を方針としており、前述した2008年6月の石綿新法緊急見直し法案成立の主役だった。

環境省副大臣にはこの間アスベスト問題に取り組んできた田島一成衆議院議員が就任したこともあり、私たちの要求が実現していくためのおおきなステップアップにつながるとみえた。

しかし、森永検討会の委員たちはそうした政治情勢の変化に極めて鈍感で、どこ吹く風とばかりに環境省の方針通りに報告書をまとめてしまったのだった。

がんのみが対象とされた。ただ、対象外となるながらも救済を求めるなどした患者らがいたため、同機構が関係書類を保管していた。今年1月に救済を求めるなどした石綿肺患者の鶴谷詮量さん(69)は、兵庫県尼崎市のクボタ旧石綿水道管工場から10年以上で住んでいた。工場の場所で住んだり、働くなどした。大量の石綿を吸ったとみられたが、労災補償の対象外のため、泣き寝入りの状態だった。

鶴谷さんは酸素吸入を受けながら「川の深みにはまつてもがくような息苦しさ」と訴え、「さまざまな患者と家族の苦勞を理解してもうるるぎつかになればうれしい」と受け止めている。

申請の問い合わせは

石綿小委の攻防と今後

森永検討会でおこなわれた「医学的検討」を受けて、環境省は石綿小委(第1回2009年11月27日)を招集し制度見直し論議を開始した。

森永検討会からは岸本卓巳岡山労災病院副院長と三浦溥太郎横須賀市立うわまち病院副院長が委員となった。第2回からは、さらに森永検討会からの専門家の参加として、井内康輝広島大学教授、酒井文和埼玉医大

教授、坂谷光則近畿中央胸部疾患センター名誉院長が検討会に参加するようになった。

しかし、森永座長はなぜかこの石綿小委には参加してこなかった。前述したクボタ周辺石綿肺の件から考えても、当然参加するべきであるにもかかわらずだ。

環境省は省令改正だけで対応できる石綿新法における指定対象疾病拡大問題を2010年3月までにカタをつけ、そのうちに制度全般の見直し検討を行うというスケジュールを提示した。

結局は、第6回会合(2010年4月28日)までで『石綿健康被害救済制度の在り方について(一次答申)「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について』をまとめ、この答申に基づいて冒頭述べた省令改正が行われた。

政権交代の効果といえる点は、石綿小委員に石綿対策全国連の古谷事務局長が加わったことだ。

また、第1回会合では古谷委員と中村實寛中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会長、第2回会合(2010年1月8日)では名取雄司中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長のヒアリングが行われた。内容が非常に強力だったためか環境省がこれに対抗、木村清延北海道中央労災病院院長をヒアリングに登場させ、「北海道の某特定問題病院のじん肺・続発性気管支炎合併患者を調べたら合併症があると判定できない患者が3分の2いた」という石綿小委の議論と何の関係のない報告をさせるという一幕があった。これは環境省のなりふり構わぬ醜態といえた。

患者と家族の会は木村ヒアリングに関して次の抗議文を出した。

2010年1月25日

環境省環境保健部長殿

同 石綿健康被害対策室長殿

中央環境審議会・石綿健康被害救済小委員会御中

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
会長 中村實寛

抗議文

1月22日、第3回中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、木村北海道中央労災病院院長のヒアリングで、石綿肺の合併症である続発性気管支炎の患者が『ニセ患者』であるかのような印象づけがなされた。不正受給は許されないことだが、かかる不心得者はほんのひとにぎりであって、石綿肺の大部分が合併症であり、重症患者としてくるしんでいることは明らかである。

木村院長は、石綿肺の労災患者を10人くらいしかみていないというのであるから、石綿肺の合併症患者を『ニセ患者』呼ばわりする資格はない。

このようなかたよったヒアリングを設定した、環境省の官僚に対して、強く抗議する。

小委員会の委員長は、じん肺の現状をきくということだったが、それならば建設作業者(労働者・事業者)の石綿肺を多数みている、たとえばしばざの診療所の海老原勇氏(石綿肺以外のじん肺も長年研究している)のような医師にヒアリングすべきである(2006年当時で、労災認定された建設作業者の石綿肺・合併症213人なので、年々増加しているはずである=別添1。別添2=石綿肺の

表 あるべき姿

病名	症度	軽症→健康管理	重症	
			労働者→労災(現行)	事業者→救済給付
石綿肺	管理2、3(合併症なし)		管理2, 3+合併症 又は、管理4(著しい肺機能障害)	
石綿肺以外のじん肺			管理2, 3+合併症 又は管理4	
びまん性胸膜肥厚	著しい肺機能障害なし		著しい肺機能障害(管理4相当)	
良性石綿胸水			個別判断	

病理と臨床診断の留意点、別添3=じん肺研究参照。第1回・ヒアリング資料2・6ないし7頁をも参照)。

別添4のとおり、国会の質疑応答は、労災がきかない石綿疾患患者をすき間なく救済することが立法趣旨であることは、明らかである。石綿肺の軽症は健康管理である一方、重症(管理2、3かつ合併症、又は管理4)は要療養・要休業であるから救済すべきであり、重篤だけ救済するという立法趣旨ではない。(表参照)

自営業者の石綿肺・合併症は、労災と同じく厚生労働省のじん肺管理区分制度を活用すべきであり、そのために環境省は、厚生労働省と協議すべきである。

また、石綿肺の合併症について、救済給付の療養費のみで、療養手当が支給されないという制度設計も許されない。同じ石綿肺・合併症の被害者なのに、身分(労働者・事業者)が違うばっかりに、労災なら療養補償と休業補償が支給されるのに、救済給付は医療費のみで療養手当が支給されないのは、明らかな差別だからである。石綿肺の合併症で療養休業している患者を、すべて「著しい肺機能障害」の患者として救済できるという保障は、どこにあるのだろうか。学者と行政による『割りきり』とか『冷たい理屈』とかによって、被害者を切り捨てるとは、断じて許されない。

民主党の政策は、労災並みの救済給付であり、

立法の趣旨に反して官僚と御用学者が、勝手に患者を切り捨てる時代は終わったのである。

岡山大学の津田敏秀教授が、『医学者は公害事件で何をしてきたのか』(岩波書店)で、環境省と中環審の患者切捨てを告発しているとおり、役所と学者の癒着を断ち切り、国民への大政奉還を実現することが、全体の奉仕者たる公務員のなすべきことである。

結局、指定疾病に入る「重症石綿肺」とは「著しい肺機能障害を伴う石綿肺」とされ、肺機能障害の検査方法が、従来のじん肺法における検査方法とはいくぶん異なる検査方法をとることになった。

重症石綿肺とともに「著しい肺機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」も指定疾病に追加されることになった。これは環境省のもうろみと森永検討会報告書を超えた古谷委員の頑張りによる。

さらに石綿肺とびまん性胸膜肥厚を指定疾病に追加するにあたって、石綿曝露歴の把握が必須となったわけで、当然、前述した肺がんの認定要件についても、石綿曝露歴を加味して、労災認定基準に合わせる改訂

をするべきではないかと、古谷委員が正当な主張を展開した。

これに対しては、委員でもない、環境省側の事務責任者である原環境保健部長が古谷委員の至極もっともなこの主張をつぶすのに躍起となるという、まことに見苦しい一幕があった。

さらに、環境省サイドで採用された肺機能検査方法にじん肺法での健康診断の肺機能検査方法を合わせるかたちの変更が行われることになり、厚生労働省でも「じん肺法におけるじん肺健康診断等に関する検討会」が開催された（第1回4/20、第2回4/30、5/13付報告書<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000006bik-img/2r9852000006b1p.pdf>）。

この検討会の議論で明らかになったのは、今回の改訂が、医学的検討のまったく不十分な、拙速きわまるものだということだった。

この厚労省検討会には、森永検討会から岸本卓巳、坂谷光則が参加したが、議論において医学的文献的根拠が示せないというお粗末なシーンが見られたのは印象的だった。

報告書に基づく省令改正が行われ、7月1日から施行となった。

今回の改正是、肺機能検査を一部変更するとともに、「じん肺及びじん肺の合併症の健康管理に役立てるため、喫煙歴の情報を把握することは重要」として、じん肺健康診断結果報告書に喫煙歴を記入する欄を新たに設けることなどの小幅な改正にとどまった。（省令改正通達は、<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-25-1-0.htm>）

hor1-51-25-1-0.htm)

厚労省検討会の議論でもみられたが、じん肺被害者の切り捨てにつながる合併症判定の厳格化などを含む改訂を狙おうとする動きがあることに十分な注意が必要だ。

環境省サイドの石綿新法の救済制度をめぐる議論と連動した、じん肺診査と労災認定手続き改悪の動きには断固として反対していかなければならない。

石綿小委は一次答申を経て第二ラウンドに入り、第7回会合（5月21日）では、患者と家族の会の古嶋右春さん、飯田浩尼崎労働者安全衛生センター事務局長、宮本一全建総連労働対策部長、尼崎市代表者のヒアリングが行われた。

こうした人たちは、本来、石綿小委の委員として参加するべき人たちだ。しかし、第二ラウンドで石綿小委に追加された委員は、経団連、兵庫県から各1名に過ぎなかった。

先日の参議院選挙では民主党が議席を大幅に減らしたこと、またしても「ねじれ国会」となった。そうした新たな情勢に対応しながら、被害者の立場を堅持して粘り強い取り組みを進めていかなければならない。



連載 それぞれのアスベスト 罹 その6

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

クボタショックが残したもの

日本列島を震撼させた「クボタショック」から5年が経過した。ここで改めて「クボタショックはいったい何だったのか」と考えてみたい。先日、以下の様な報告が環境省のホームページで公表された。

「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について（お知らせ）平成22年6月24日」

石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況

（1）医療費等の申請に係る医学的判定の状況

クボタショックが起

◇判定件数累計 3,912件

※中皮腫 2,822件 ※肺がん 1,090件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの（認定疾病と判定するもの） 2,882件

※中皮腫 2,316件 ※肺がん 566件

（2）特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定の状況（施行前死亡者に係るもの）

◇判定件数累計 472件

※中皮腫 25件 ※肺がん 447件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの（認定疾病と判

定するもの） 134件

※中皮腫 5件 ※肺がん 129件

（未申請死亡者に係るもの）

◇判定件数累計 279件

※中皮腫 207件 ※肺がん 72件

石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの（認定疾病と判定するもの） 162件

※中皮腫 129件 ※肺がん 33件

（上記認定者数等の差は、認定疾病でないと判定するもの、または認定疾病かどうか判定できないもの（判定保留）であり、審議の回数などに關係する。）

いうまでもなく、クボタショックが起こった直後に国は石綿被害者救済法を作った。あたかも、何時かはこの事態が来る事を予知していたが如くに瞬時の対応だった。それにより救済の内容はともかくとして「石綿新法」ができたのだ。

この結果を見る限りでは、5000名に近い人達が申請行為を起こしている。中には、個々の理由に寄り認定対象から除外された人もいる。ここで驚く事は、医療費の申請者が圧倒的に多い事だ。特別弔慰金申請の場合は、申請権者がすでにいなくなっている事も考えられるし、当時は病名も正確に把



5年前クボタに初めて被害を訴えた早川義一さん

握していない場合もある。そしてここで特記すべきは「未申請死亡者に係るもの」という項目だ。これこそが、石綿救済法制定時に私達が問題にしてきた事例だ。新法制定時には入れていなかった項目がその後の改正で新たに加えられた。まさに運動の成果だ。

多分、この判定時に審査対象となったと考えられる中皮腫患者からのメールが届いた。

「古川さんこんにちはご無沙汰しています。環境再生保全機構より認定されました。現在退院はしましたが、まだまだ厳しい体調なので家で療養中です。またよろしくお願ひします」。そしてその数日後には「機構に申請して認定されて良かったのですが、この病気を改めて確定されて複雑な気持ちです。クボタから救済金を貰ったら生活は安定すると思いますが、救済金の代わりにこんな身体、こんな人生になってしましました。ばかりかばかしく、なんで自分だけと情けなくなっています。前に古川さんが言ってくれた平均寿命まで生きることができたら…と願いま

す」。今年の初め頃発病したAさんは片肺全的手術を受け、現在自宅療養中だ。最初の聞き取りから、クボタの被害者に間違いないと思った。そこで、尼崎センターの飯田さんに紹介した。飯田さんは「まずは環境保全機構の認定を待とう。しかし認定通知が届いてから申請資料を集めたのでは救済金支払い手続きが遅くなるので、事前に可能な

限りの資料を揃えておくとよい」とのアドバイスをくれた。病身に鞭うちながらAさんは必死で当時の記録を揃えた。そしてやっと認定通知が。しかし50歳代前半の働き盛りのAさんにとっては、胸膜中皮腫を発症し、その後の生活設計が根本から崩れてゆく事には耐えられないものがある。

「お金ではない。健康な身体を返してほしい」と誰もが訴える。しかしそのお金(企業の救済金)さえも叶わない人々が多くいることも事実だ。前述の数字の多くの方は企業の救済制度に当てはまらない方だ。毎月国がくれる約10万円の療養手当金と治療費を「それでも、以前は無かったのだから有難い」という人もいる。「第三者加害行為」ともいえる石綿被害に遭って、これっぽっちの救済で有難がらせている現実が何とも歯がゆく、悔しく、情けない。「格差の無い救済」を叫んで久しいが、このような格差はいつまでも付きまとうのだろうか。

アスペスト報道ダイジェスト 2010年6月

6/1 大阪泉南地域のアスペスト工場の元労働者らが健康被害を受けたのは国が規制権限を使わなければならなかったからだとして、国に損害賠償を求めた訴訟で、国は、国の権限不行使を違法として賠償を命じた大阪地裁判決不服として大阪高裁に控訴した。これを受け、原告側も2日控訴した。

アスペストの病変多発で環境省の「健康リスク調査」対象となった横浜市鶴見区で、環境省は今年度から5年間継続して健康調査を実施する。同省の委託を受ける同市健康福祉局は今年度の住民検診を14日～7月30日に受け付け、無料で行う。対象は89年までに同区に居住歴のある人など。07年度から2年間の調査によって、75年まで石綿建材を製造していた同区のエーアンドエーマテリアルの周辺で、胸膜ブラークの住民が12人確認されている。

6/3 石綿セメント混合管の製造をしていた旧「日本エタニットパイプ」高松工場の元従業員6人が、アスペストによるじん肺になったとして、資本を引き継いだ「リゾートソリューション」に損害賠償を求めた訴訟を提訴。過去のじん肺訴訟で、比較的軽症で労災の療養給付を受けていない患者だけで原告団を結成し、訴訟するのは初めて。原告は6～24年間、同工場で石綿セメント混合管を作り、後にじん肺の行政認定をうけた。

6/10 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の元下請け従業員の妻が6年前、石綿の「家庭内暴露」で肺がんになり死亡していた。支援団体は、クボタに対し社員の家族に行っていると同等の補償をするよう要求書を提出した。亡くなったのは下請け会社「クボニ運送」元従業員早瀬哲夫さんの妻、キミエさん。早瀬さんは13年間、旧神崎工場で、「石綿パイプ」の運搬作業に従事。石綿粉塵が付着した作業服を着たまま自宅に帰っていた。キミエさんは胸部に悪性腫瘍が見つかり、翌16年7月に亡くなった。同工場の下請け従業員の家庭内暴露では、肺がんによる死亡例が明らかになったのは20年3月以来で2例目。

中皮腫などになったのは会社が安全配慮義務を怠ったためとして、造船会社「サノヤス・ヒシノ明昌」の下請け会社に勤務していた男性が、サノヤス社に3300万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。男性は昭和42～平成19年、船舶修理工として勤務。

6/21 中部電力の火力発電所に勤務していた藤健二さんが06年、中皮腫で死亡したのは中電のアスペスト対策が不十分だったためとして、遺族が中電に損害賠償を求めた訴訟は名古屋高裁で和解が成立した。中電側が安全対策の不備を認め、遺族に解決金3500万円を支払うとの内容。和解条項では他に、中電側が△従業員退職者に、粉じん暴露の可能性がある職種や業務内容、健康被害の危険性を通知する△従業員退職者から石綿健康管理手帳取得や労災申請の希望があった場合は協力す

る▽在職中に暴露した石綿で疾病を発症、死亡した退職者の弔慰金制度創設を検討するなど。

6/23 大阪府南部の泉南地域でアスペストを吸い、肺がんなどを患った元労働者ら17人が国に損害賠償を求めた第2陣訴訟で、国の責任を認めた5月の第1陣訴訟の判決以来初めてとなる弁論が大阪地裁であり、原告側は早期の解決を求めた。

6/26 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で、アスペストによる健康被害が多発していることが発覚してから5年になるのを前に、尼崎市内で「アスペスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が開かれた。参加者約180人は公平公正な救済実現に向けて国と企業による「幕引き」を許さないことを誓う「アスペスト被害根絶尼崎宣言」を採択した。「中皮腫・アスペスト疾患・患者と家族の会尼崎支部」などが主催。健康被害は05年6月29日に発覚。主催者によると、クボタへの救済金請求者は221人。周辺住民の死者は190人。

兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺のアスペスト被害で、市の健康診断を受診した延べ3056人のうち、今年3月末現在で196人が石綿を吸引した疑いがあると診断されていた。うち6割近い1115人は、石綿を扱う仕事についていたことがなかった。同工場周辺の住民で、今月15日までに中皮腫などのため死亡したのは計190人。この1年で11人が新たに亡くなかった。健康診断はクボタショック後の平成17年8月から、尼崎市内で昭和30～50年に居住、勤務した人を対象に問診と胸部エックス線検査を実施。受診した延べ3056人のうち17.3%に当たる529人に、精密検査が必要と診断。精密検査の結果を回答した461人中196人に、「胸膜ブラーク」や「びまん性胸膜肥厚」などの疾患がみられた。さらにこのうち8人は、肺がんや中皮腫の疑いがあった。問診の際に仕事で石綿を扱ったことがあったのは、196人中81人。残る115人は日常生活で石綿を吸引したとみられる。

6/29 厚生労働省は石綿で健康被害を受け、09年度に労働災害補償を請求した人数などを公表した。請求は5年連続で、認定は4年連続で1000人を超えた。請求件数は1176人（前年度比11.3%減）で、認定は1073人（同3.8%減）、認定率は87.9%（同1.3ポイント増）。被害区分別では、肺がん（請求540人、認定483人）△中皮腫（請求573人、認定536人）△良性石綿胸水（請求29人、認定23人）△びまん性胸膜肥厚（請求34人、認定31人）だった。遺族特別給付金の請求は90人（前年度比166人減）で、認定は100人（同21人減）だった。

石綿健康被害救済法の政令が改正され、呼吸機能障害を伴う石綿肺と、びまん性胸膜肥厚の二つの疾病が7月1日から救済対象疾患に追加される。これに先立ち、石綿肺患者らが既に救済申請するなどしていたため、窓口となる独立行政法人・環境再生保全機構が認定の可能性がある約30人に新制度の直接通知を準備している。

◆丹波マンガン記念館再建支援のお願い◆

京都府の丹波に残るマンガン鉱山に残る坑道を使って、当時の採掘作業について展示を行う貴重な「丹波マンガン記念館」が昨年閉鎖されてから1年、有志によって再建計画が動き始めています。以下「再建委員会」よりの呼びかけです。ご協力を。

■主旨文

丹波マンガン記念館の再建へ向けて ～『丹波マンガン記念館再建委員会』への ご賛同・ご協力のお願い～

京都府丹波盆地には、約300ものマンガン鉱山があり、1889年～1983年までの約90年間の採掘によって1万5千～2万もの坑道が作られた、日本一のマンガン採掘地でした。

マンガンは、鉄に混ぜると鉄を硬くするという性質からその用途の90%は、大砲の砲身や銃身などを作るために使われました。すなわち戦争遂行には必要不可欠な軍事物資でした。

それ故に日本は第二次世界大戦中、安価な労働力として、植民地により土地を奪われ日本に渡ら

ざるをえなかった朝鮮人や、被差別部落の人たちをこのマンガン鉱山で半強制的に働かせました。

また戦争末期に至っては朝鮮半島から多くの人を強制連行し働かせました。

丹波地域のマンガン鉱山はまさにそのような鉱山のうちのひとつです。

この地域の鉱山では、約3000人が過酷な採掘労働を強いられましたが、その結果、石の埃を吸い後に職業病である、じん肺を患いました。

丹波マンガン記念館は、初代館長である李貞鑑氏（故人）が、じん肺に苦しめられながらも、在日朝鮮人の歴史を残すために、私財を投げ打って家族と共に創り守ってきた貴重な博物館です。歴史記念館を創り運営するというのは、簡単な事ではありません。莫大な資金と労力、そして専門家などの協力や支援を必要とする事業です。しかし、初代館長は『歴史を絶対に風化させてはならない。』、『お金がなければ食事を減らしても作ればいい。』と話しがら、正に何もないところから、強い信念を持って生前こ

の事業を始め、そしてやり遂げました。

記念館は、1986年から3年間の準備・工事期間を経て、1989年に開館したのち昨年まで20年間運営してきましたが、初代館長は開館4年後に他界され、その後は息子である李龍植氏が館長を16年間努めてきました。

この間、日本行政からは『そんなものを作られる迷惑だ。』との冷たい対応のみで、運営補助は一切なく、坑道整備、記念館建設、運営など全てを独立で行なわないといけない厳しいものでした。

記念館を応援しようとする人達からの寄付やカンパもありましたが、運営を抜本的に支えるまでにはいたりませんでした。開館当初は何とか赤字を出さずに運営をしてきましたが、2001年ごろから大幅な赤字を出すようになり、20年間で計算すると毎年平均500万～600万円の赤字を出しておらず、それらを何とか李館長・家族の力で補填してきましたが、とうとう昨年5月31日に閉館するという苦渋の決断を出さざるをえないことになりました。開館から20年目でした。

日本全国に約5000近くあるとされる、歴史記念館や博物館の中で、丹波マンガン記念館は唯一、被害者の手により建てられた「強制連行」博物館でした。日本にはドイツと違い、「戦争加害」を残した公的な博物館はひとつもありません。あまりにも貴重な博物館が閉館することとなつたのです。

2008年末に、記念館が閉館されるという報道を受けて、一部支援者達の中で記念館を残そうという取り組みがなされました。大きく輪を広げるまでには至らず、惜しくも断念することとなりました。

しかし、その後にも在日同胞を中心に、多くの人達の関心は薄れるのではなく、高まっていき、今回このように『丹波マンガン記念館再建委員会（以下、再建委員会）』を発足し、運動をより本格的に推進していく事をアピールすることとなりました。

韓国併合・植民地100年目の年に、このように有志が集ったことは非常に意義深いものと思います。

昨年から有志達で、『再建委員会』発足のための準備会合を行ってきましたが、議論の過程で私達が一致をみた丹波マンガン記念館の再建・運営理念は下

記の3点です。

ひとつ、日本による植民地・戦争の加害の歴史を残し、伝えていく。

ひとつ、在日同胞・被差別部落の人達の被害の歴史を残し、伝えていく。

ひとつ、歴史を直視し向き合う事により、日本と朝鮮半島の人々の眞の和解と友好を築き上げる。

記念館は、上記の理念を実践するための、重要な拠点となり、その役割を果たしていくことでしょう。

そして、このような理念・取り組みは在日同胞のみならず、地元丹波地域の未来、ひいては日本

の未来にとっても貴重な財産となることと確信しています。

私達は6月27日に『再建委員会』を発足させた後、有志の方々とともに具体的な事業内容の討議を重ね、3ヶ月後を目標に『再建プラン』を創りあげたいと考えています。

『再建プラン』には、記念館の建設計画、展示運営計画、坑道の補修管理計画、管理者・案内員など人材育成・確保計画、財政計画などを基本にしながらも、未来志向的で夢のあるプランを多くの方々の知恵と力を集めて盛り込んでいきたいと考えています。

現在、日本では『新しい歴史教科書をつくる会』に代表されるように、歴史歪曲の動きが横行し、また右傾化が進んでいます。かつての『軍国主義』が蘇ったかのような錯覚すら感じます。

このような時代状況だからこそ、丹波マンガン記念館を再建する事は、より一層、重要な意味を持っているといえます。これまでの間、私たちはこの事業に対して、知らぬが故に、または知っているながらも、積極的かつ主体的な支援をできず、李館長とその家族だけに任せきましたが、それを真摯に反省し、今後は有志達で力を合わせて主体として取り組んでいきたいと考えています。

団体・個人を問わず、在日同胞と日本市民、また祖国の市民達との連帯と協力によって、丹波マンガン記念館の再建を果たすことの歴史的意義は計り知れないものがあると考えます。

皆様のご賛同・ご協力を切にお願いするだいです。

2010年5月吉日

『丹波マンガン記念館再建委員会』発起人一同
李龍植(丹波マンガン記念館館長) 石浦秋代三

姜徳相(在日韓人歴史資料館館長) 金英哲(在日コリア協議会副会長) 武村道雄(京都市立双ヶ丘中学校教諭) 田中宏(一橋大学名誉教授) 崔忠植(牧師) 趙顯章(海外同胞民族文化・教育ネットワーク前代表 *韓国市民団体) 鄭禧淳(NPO法人京都コリアン生活センター・エルファ理事長) 都相太(NPO法人三千里鐵道理事長) 仲尾宏(京都造形芸術大学客員教授) 中村尚司(龍谷大学研究フェロー) 河東吉(京都国際中学高等学校校長) 朴実(京都・東九条CANフォーラム代表) 裏徳鎬(地球村同胞連帯K I N代表*韓国市民団体) 洪祥進(朝鮮人強制連行真相調査団朝鮮人側中央事務局長) 水野直樹(京都大学教授) 李洙任(龍谷大学教授) 李東一(在日本朝鮮人総聯合京都府本部国際・統一部長) *

敬称略 50音順 順不同

●募金・賛同人募集中

- ・募金振込先 京都銀行北桑(ホクソウ)支店 普通401347 タンバマンガンキネンカン
- ・賛助会員募集 1口3000円/年間 00930-3-304328 特定非営利活動法人 丹波マンガン記念館

●連絡窓口

1 丹波マンガン記念館(李龍植館長) tel:0771-54-0307 e-mail:tanbamangan@watch.ocn.ne.jp
2 事務局(NPO法人 京都同胞センター内) tel:075-313-3604 e-mail:tbnng@corea-k.net
H P <http://www6.ocn.ne.jp/tanbamann/>



韓国からのニュース

■韓国電力公社の安全軽視の中で死んでいく電気員労働者

5月25日、京畿道の楊坪で電気員労働者イ・某(38)氏が、電信柱を移設中に逆流した2万2900 ボルトの電気に感電して亡くなった。その前の14日、全北の井邑では、活線車を連結する安全ピンが抜けて、車で作業中だったコ・某(43)氏が落下して死亡する事故が発生した。同月7日にはペク・某(55)氏が、全南の求礼で14 メートルの電信柱の上で電線(死線)交換作業をしている間に、安全装置のスリングバーに問題が生じ、墜落して死亡した。

事故の事実を隠す協力会社

建設労組によると、5月だけで電気員労働者4人が死亡し、1人が重態に陥った。労組は韓電の協力業者が韓国電力公社の配電安全規則を守らず、韓国電力公社もまた、これを管理・監督しないために発生した事故とみている。韓電が安全指針を作るだけで、管理・監督をしていないということだ。

労組は特に「韓電が事故を認知できていない」と主張した。韓電の現場で事故が起きれば、韓電から請け負った協力業者は、直ちに韓電に報告しなければならない。しかし協力業者は韓電に報告をしなかった。制裁を受けるためだ。韓電は労組が問題を提起して初めて、事故の事実を知ることになったというのだ。

電信柱や変圧器といった韓電の設備に異常が生じる事故の場合、システム上、韓電が事故を感知することができる。しかしそ他の事故は制裁を心配した協力企業等が報

告をしないケースが多い。制裁罰点によって工事の入札で不利益を受けるため、事故はしばしば隠蔽される。協力業者と『乙』にある関係の電気員労働者は、所属業者が工事を請けられなければ、直ちに失業状態に陥る。事故が起きても問題を提起するのは容易ではない。

労働者の犠牲によって流れる電気

日常的な電気供給の背後には、電気員労働者の無言の犠牲がある。国内の配電現場の安全管理・監督は韓電が担当する。そして韓電が安全の問題を協力業者に押し付け、最小限の費用で工事を最大限早く終えなければならない協力企業等は、韓電の安全規則を無視するケースが多い。規定を破ると言っても、韓電の内部規律であるため、法的な責任を問うことも難しい。最近続いた電気員労働者の死亡事故は偶然ではなく、構造的な問題から起きた必然だということだ。

労組は韓電安全規則を法制化し、韓電が電気員労働者と定例協議会を構成して、安全規則が現場に定着するようにしなければなければならないと主張する。

労組関係者は「韓電が協力業者の人員を点検する時、ほとんどの企業は書類上の人員を増やして帳尻を合わせている」とし、「適正人員を保有しない限り、安全は担保できない」と指摘した。適正な人員が投入されなければ、時間に追われ、安全問題にキチンと取り組めないということだ。

危険千万な作業工程

電気が流れる中で作業する、いわゆる『無停電工法』に対する批判も出されている。労

組によれば、電気を切らずに工事をする国は、全世界でも韓国だけだ。大部分の現場で工事費用・期間の節減と、消費者の便宜などを理由に、電気を殺さないまま工事を進める。これが感電事故による死亡率が、他の先進国に比べて飛び抜けて高い理由だ。

韓国産業安全保健公団の国別感電災害死亡率(2007)によると、労働者100万人当たりの感電による死者数(100万人率)は、韓国が6.33で日本(0.45)の14倍、英国(0.68)の9倍、米国(1.72)の4倍に達した。

定例協議で現場の声を入れなければ

協力業者と電気員労働者は、本質的に『甲と乙』の関係に置かれている。安全対策を要求する現場の声が公けになるのが難しい構造だ。パク・ジョンギュ労組・労働安全保健局長は「現場の声を常に伝達し、無力化されている安全規則が現場に定着するように、韓電と現場労働者が定例協議体を構成する必要がある」と話した。韓電はこれに関して「直接的な雇用当事者ではない」として、労組の面談要請を拒否している。

これについてユン・ギョンシク電気分科委員長は「韓電ができなければ、現場労働者が安全管理・監督に関与できるように、電気員労働者に名誉産業安全監督官の権限を与えるなければならない」と主張した。

労組は8日に韓電を訪問し、面談要請と共に、こうした内容の書簡を渡す予定だ。
2010年6月7日 民衆の声 キム・ウンソン記者

■安全保健政策が失敗した理由／イム・サンヒョク労働環境健康研究所所長

今年に入って労災事故が急増し、被災者数が20年前の水準の10万人を越えるという心配が出てきている。労働部によれば、今年

1～4月の事故性災害者数は2万7063人で、前年同期比7.4%増加し、同期間平均に比べて10.3%増えた。

昨年労働部は1年間の労災被災者を1万人減らすという目標を立てた。10年間の災害率が0.7%台から抜け出せないので、画期的に改善するためであった。労働部は災害の多い22業種1万200の事業場を集中管理の対象に選定した。該当の事業場に対しては災害予防活動を集中指導することにし、総額1955億ウォンを投じた。しかし最近発表された労災統計は、政府のこのような目標と努力の面目を失わせた。労災被災者は1万人減るどころか、2009年末に2.1%増加した。政府が労災減少のために力を入れた5人未満の事業場の災害者は、1年間で逆に8.9%増えた。事業場規模別には5～49人の事業場の被災者が昨年同期より14%増加し、50～99人の事業場の被災者は17%増加した。

この統計は政府の安全保健政策が失敗したこと示している。何が問題だったのだろうか。

我が国の安全保健政策は政府の一方的な規制政策と言うことができる。數え切れない程の規制を作り、事業主にこれを守れと言う。問い合わせてみよう。果たして我が国の事業主は規制を守っているだろうか。もう少しきつく言えば、我が国の事業主は安全保健の規制を知っているだろうか。そして我が国の労働者は、安全保健での労働者の権利を知っているだろうか。我が国の安全保健政策は、労使を排除して政府が一方的に伝えただけだ。

安全保健政策が失敗したもう一つの理由は、雇用構造の変化に伴う政策の変化がないということだ。非正規職・特殊雇用職労働

者が10年前と比較して爆発的に増えたにもかかわらず、安全保健規範にはこれらを保護するための制度的な装置がない。小規模事業場も同じだ。安全保健に最も脆弱な零細事業場の労働者・非正規職・特殊雇用職労働者に対する保護装置の不備は、産業災害を減らせない重要な原因になる。

雇用構造の変化と共に産業構造の変化も現れたが、これに伴う政策的な変化も殆どない。10年前、我が国の主な産業であった製造業から、今の主な産業であるサービス業に産業構造が再編されたにもかかわらず、安全保健政策は未だに製造業に焦点を合わせたままで、産業構造の変化について行けていない。

サービス産業の高い労働災害の増加がこれをよく物語っている。製造業の労働災害の危険要因が施設と装備にあったとすれば、サービス産業の危険要因は人と対面することだ。これに伴う特性を研究し、それに伴う対策を準備しなければならないが、政府は未だにそのようにできていない。

何よりも重要なのは、安全保健政策が供給者中心の政策であるという点だ。我が国の代表的な安全保健サービスは、健康診断と作業環境測定だ。これは単に供給者によって作られた政策であって、労働者や事業主がこれから得る成果は何もないと言つても過言ではない。それにもかかわらず、1～2年前まででも、検診と測定の完成度をどうして高めるかが政府の主な悩みだった。

今や供給者中心の政策から需要者中心の政策に、果敢に変わらなければならない。幸い現在の安全保健の主要な政策が、事業主の危険性の評価であることは、それだけでも幸運だと考えられる。

最後に、短期的には労働災害の件数を減

らそうとする努力をしないことを願う。それは労働災害予防の効果というよりも、発生した労働災害を隠す、隠蔽の構造として作用するからだ。残念ながら、我が国の労働災害は政府の発表より、少なくとも数倍から数十倍は高いからだ。**2010年6月7日
民衆の声 イム・サンヒヨク記者**

■移住労働者60万時代 労災率も増加／80%以上が50人未満の事業場、言語疎通の困難・安全施設未整備などが原因

国内の移住労働者の数が増加し、これらの産業災害率も急増していることが明らかになった。韓国産業安全保健公団は、2007年以後の3年間で労働災害にあった移住労働者が1万4419人に達するという調査結果を発表した。このうち305人が命を失った。

公団は韓国産業安全研究院と共に、今年4月から移住労働者の被災原因と改善法案を調査する研究を始めた。移住労働者が、国内労働者が忌避する中小企業で3K業種に従事するために、概して被災率が高いと把握されたからだ。特に移住労働者という理由で、労働権までキチンと保証されていないケースも少なくないことが分かった。

移住労働者の被災率、毎年増えて

公団は4日に出した統計で、2007年からの3年間で、労働災害にあう移住労働者が毎年増加していると明らかにした。年度別の被災者は2007年は3967人で、2008年は5221人に急増し、2009年には5231人に達した。死亡者は2007年87人、2008年117人、2009年101人だった。

国内に滞留する外国人も増えている。法務部が今年1月に発表した『2009年国内滞留外国人現況』によれば、国内滞留の外国人の数は2007年に100万人を超えた後、昨年

末に116万8千人に達した。国内滞留の外国人のうち、約半分の56万5898人が移住労働者だ。これらの中で52万5200人(92.8%)が中小業者で働く単純技能労働力だった。移住労働者の数は、2007年末基準で47万6179人から2008年末に54万8553人に増加するなど、最近3年間で着実に増えている。

法務部と公団が各々明らかにした移住労働者数と被災者数からこれらの被災率を単純計算すると、2007年0.83%、2008年0.95%、2009年0.93%だ。2008年以後は0.9%台を越えた。もちろん国内の全発生率(0.72%)に比べてそんなに高い水準ではない。しかし言語疎通に困難を感じて、被災事実が隠されたり申告自体が難しい不法滞留者が遭う災害まで合わせれば、その数字は表面に現れたよりはるかに多いものと推定される。

産業安全保健公団、実態調査など対策準備

公団が最近各機関と移住労働者関連業務協約を締結した。公団は4日に移住労働者産業災害現況を発表し、移住労働者の就職教育を担当する産業人材公団・国際労働協力院・農協中央会・水産協同組合中央会・大韓建設協会・中小企業中央会の6機関と『外国人労働者災害予防業務協約』を締結した。

公団はこれら機関に産業災害を教育する専門講師を支援し、業種別に安全保健教育資料を提供する。事前教育によって産業災害を減らすということだ。公団はこの他に、中国・ベトナム・フィリピンなど10ヶ国語で作成された産業安全資料と、危険類型別安全標識を製作して現場に配布している。

特に、産業安全保健研究院は移住労働者の産業災害予防と健康保護方案を樹立するために、全国の2千人余りの移住労働者を対象に安全保健の実態を把握している。4月から調査に着手した研究院は、移住労働

者の△作業環境と作業状況△業務上の事故と職業病の経験の有無△健康医療機関の利用実態△安全保健教育の実態などの内容を調査し、今年11月に結果を発表する予定だ。今回の調査を担当するイ・カンヒョン安全経営政策研究室研究委員は「移住労働者が主に危険な仕事に従事しながら、安全保健管理が相対的に脆弱な小企業で仕事をするために被災率が高いと予想されるが、具体的な研究結果として証明されたことはない」。「今回の研究で移住労働者の産業災害実態と原因を明らかにし、改善策を模索するつもり」と話した。

外国人団体など関連市民団体との連係が必要

公団と研究院は2008年にも同様な調査を行ったが、移住労働者が主に△産業安全保健管理が脆弱な中小企業で働き、△言語疎通の困難を経験しながら、△文化の違いによるストレスで苦しんでいることが明らかになった。

また大事故よりも、事業場で一般的に起きる労災の被害にあっているという調査結果が出た。移住労働者の産業災害を減らすためには、事業場内の安全施設の拡充と事前の安全教育が重要だということだ。実際公団と研究院が2008年に発表した『移住労働者の健康実態および健康管理方案研究結果』によれば、2004年から2006年までに産業災害にあった移住労働者8648人の中で、85%程度が50人未満(5人未満30%、5~49人55%)の事業場で働く労働者であると確認された。

業務上の疾病では、ストレスと関連した脳心血管疾患が84%で大部分を占めており、筋骨格系疾患のような職業病は15%程度に留まった。研究院は当時の調査結果発表で、

「言語の面でのコミュニケーションの困難と、社会・文化の違いに起因するストレス・差別など、労働環境に関する根本的な条件の改善がまず要求される」とし、「産業安全保健制度も、このような特殊環境を考慮して作られなければならない」とした。

新しく実態調査を始めたイ・カンヒョン研究委員も、「労災問題は、発生以後の処理の過程も重要だが、事前予防の安全設備の充実や教育がさらに重要な問題」とし、「移住労働者が国内の公式な機関より、外国人労働者団体のような市民団体をより多く訪れるため、これらの団体と連携した産業安全対策を作ることが必要だ」と話した。2010年6月14日 民衆の声 キム・ポンソク記者

■ 「労災の危険工程で作業中断した労働者、業務妨害ではない」水原地裁

災害発生の可能性が大きい作業工程で、労働者が生産ラインの稼動を中止しても、犯罪行為には当たらないという判決が出た。『作業中止権』は事業主の専有物ではないということで、労働者も作業を中止できるとするもの。

水原地方裁判所は、起亜自動車・華城工場がこの工場の労働者ムン・某(36)氏を業務妨害の嫌疑で刑事告訴した事件について、無罪判決を行ったと29日に明らかにした。危険事業場の作業中止権を巡って労使葛藤が起こっている事業場に影響を及ぼすものと予想される。

昨年6月、起亜車の華城工場の管理者は、1工場の組立1部・下体3班の燃料タンクが、コンベヤーに30度程傾いた不安定な状態で載っているのを発見した。そこで生産ラインを止めて原因を見付けようとしたが、特

別な異常を発見できないままラインを再稼働した。

これに対し金属労組起亜車支部華城支会の代議員として活動していたムン氏が、「原因が正確に分からず状況だからラインを再稼働できない」として、下体3班の労働者40人の作業を中断させ、これらを分科の会議場に集まらせた。これに対して会社側は「ムン氏の威力でソレントR車両が28台、市価7億2700万ウォン相当の生産ができなかつた」とし、業務妨害の嫌疑でムン氏を告訴した。

裁判所は「類似の事故が前日も発生したのに原因を明らかにできず、このような状態で作業者が作業を続ければ、金属バンドが折れたり、撥ねて作業者がケガをすることがある」とし、「ムン氏の行為は社会常規に背かない」と判示した。

裁判所はまた「既に設備の異常などでラインが止まった場合、労使が原因を把握して対策を準備するために協議を行い、これによって作業者が理解したり同意した場合にラインを再稼働させてきた慣行が存在する」と付け加えた。労組弾圧を目的とした使用者の告訴・告発の乱発を警戒したと解釈される。金属労組起亜車支部によれば、会社側は90人余りの支部・支会幹部を業務妨害などの疑惑で告訴・告発している状態だ。このうちの相当数が産業安全に関連する事件だと伝えられた。2010年6月30日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者



前線から

明星工業損害賠償裁判 証人調べ

大 阪

鉄道車両吹き付けアスベストの除去工事に携わった、明石さん、竹中さんの裁判の証人調べが7月12日に始まった。この日、被告である明星工業から4名の証人が出廷し、丸1日かけて主尋問および反対尋問が行われた。

被告側証人はまとめて宣誓をおこなったあと、自分の尋問がはじまるまで法廷外のソファで自らの陳述書を一言一句頭に叩き込むように読みこんでいる。論点は、現場における被告による指示命令や安全配慮義務違反の事実であったが、被告代理人による主尋問がスムーズに進む一方、原告代理人による反対尋問と裁判官からの質問では、実際には証人が現場の状況をよく把握していないという印象を受けた。

明星工業はアメリカの環

境保護庁の認定するアスベスト取扱資格を取得し、三井物産とともにアスベスト除去工法「メイセイEPA工法」を確立したという。このことによって当時最先端の技術で作業員のアスベストばく露を予防できていた、と被告側証人である明星工業の営業担当者が自信をもって証言していた。しかし、アスベスト除去作業に従事する作業員の安全のために確立されたはずの原則やマニュアルが、現場の

都合や作業効率の犠牲になつて疎かになっていることをどこまで知っているのだろうか。

原告が提出した書証でも、マスクや作業環境測定が不完全であったことを示しているが、明星工業の下請けであるコーカから出廷した証人も、安全よりも定められた工期を重視していることを伺わせる証言をしている。次回期日である7月26日、いよいよ原告である明石さん、竹中さんの証人調べが行われる。この場で実際にアスベストにまみれて仕事をしてきた二人だからこそ知っている現場の実情が、証言を通してさらに明らかになるに違いない。

クボタショックから5年 尼崎で集会

尼 崎

6月26日(土)午後と27日(日)午前、尼崎市の小田公民館において「クボタショックから5年、アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が行われ

た。26日は170名の参加者で会場はいっぱいになり、オープニングで「映像で振り返るクボタショック」が流されると皆の視線が食い入るように注がれ

た。集会の最初では尼崎労働安全衛生センターの飯田事務局長から、クボタへの救済金請求者は200名を越したとの報告があった。次に「アスベスト被害者は訴える」で3人の被害者の発言があった。

波多野さんは東京から参加され、胸膜中皮腫により片肺全摘手術した後の苦しみなどを語り、誰もが幸せになれる社会を作らなければいけないと訴えた。先日還暦を迎えた波多野さんは、赤で統一した服装に茶目っ気を出して会場の笑顔を誘った。回を重ねる度

に、元気で参加された患者さん達に会ってホッと胸をなでおろす。例年の如く、矢木龍八さんによるサックス演奏。今年の曲は「君といつまでも」。演奏もトークも抜群の矢木さんには多くの患者さんが勇気を与えられたことだろう。

多くの研究者と関係者の発表の中で、淀川キリスト教病院の田村恵子看護師長からも緩和ケアの講演があり、その物静かな語りと内容は、会場に居た患者と家族の方達に感銘を与えたようだ。

今年も各地からの報告が

為されたが、来年はもっと他の地域、あるいは他の事例の方達も参加しての集会にしたいと会場から発言が有った。クボタショックは尼崎だけの被害ではなく大きな課題を持った事件だ。「尼崎から世界に発信したい」と願ってH17年10月8日に尼崎支部を設立した。当初の目標通りに、5年を向かえた節目の年としての決意が必要だと感じさせた。27日の午後2時からは「患者と家族の会第7回総会」が行われ、2日間の集会の幕を閉じた。

アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国との関与



中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

6月の新聞記事から

6/1 中国広東省深セン市にある「iPhone」などを製造する「富士康」の工場で、若い従業員の自殺と見られる転落死が相次いでいる。富士康の親会社、台湾鴻海精密工業の郭台銘董事長（会長）が5月26日、深セン市の工場で記者を見し、謝罪はしつつも、自殺の原因の一部は恋愛問題などと過酷な労働条件との見方を否定した。しかし会見後にも自殺、自殺未遂が続いた。今年「自殺」を図ったのは13人、死者は10人、10代後半から20代半ばの男女だ。同工場は約42万人が勤務する。中国政府も関心を示し、5月末には党政治局員が視察に訪れた。中国メディアから「低賃金や短い休憩時間などの厳しい労働管理」や「家族や社会から隔離された環境」に問題があるとの指摘が出ている。台湾鴻海グループは5月28日、富士康の中国人従業員の賃金を約2割上げる計画を発表。生産を委託している米アップルやデルなども、加工賃の引き上げや労働条件の調査を検討している。

6/2 横浜市中区の「横浜みらい法律事務所」で刃物を持った男が所属する弁護士の前野義広さんを刺した。前野さんは胸や腹を刺され死亡した。男は逃亡、年齢30歳くらいで、白いTシャツに黒のTシャツを重ね着し、ベージュのズボン姿。

6/4 建設会社の男性会社員が自殺したのは上司からのパワーハラが原因と、静岡の島田労働基準監督署が労災認定していた。自殺したのは、建設会社「大東建託」藤枝支店で営業を担当していた谷坂聰太郎さん（42）。同社は05年3月、同県焼津市内のマンション建設の請負契約を施主と締結したが、基礎工事などの工事代金が予定より約3000万円超過。上司2人から谷坂さんが約360万円、2人が200万円ずつを施主に払うとの覚書にサインさせられた。谷坂さんは払えずにうつ病を発症、07年10月に自殺した。妻は別に同社を相手取り損害賠償を求め提訴。

6/15 仕事上のストレスが原因で鬱病などの精神疾患にかかったとして平成21年度に労災申請をした人は、前年度比209人増の1136人に上り、初めて1千人を突破した。このうち労災認定を受けた人は同35人減の234人で、自殺者は同3人減の63人だった。

「味覚糖」の奈良工場で派遣労働者として勤務していた女性が、当時の上司からセクハラを受け、抑うつ神経症になったとして、同社や派遣元の会社に計約700万円の損害賠償を求めた訴訟で、奈良地裁は味覚糖に77万円の支払いを命じる判決を言い渡した。裁判長は判決理由で「意図がなかったとしても、相手が性的に不快を感じればセクハラに該当する」とした上で「女性は元上司にセクハラをやめるように注意するなど不快感があつたとみられる」と指摘した。一方で、セクハラ行為を受けていた間、女性が精神的な不調を訴えていないことなどから「抑うつ神経症との間に相当因果関係があるとは認められない」とした。判決によると、女性は2007年9月ごろから元上司に電話番号を教えるように何度も言われたり、性的な発言をされたりした。08年5月、元上司は女性に謝罪。同年12月、自殺した。

6/18 平成20年8月、東北大学院理学研究科に在籍していた男子大学院生が自殺したのは、指導

教員だった元准教授のアカデミックハラスメントがあつたためとして、岡山県に住む両親が、東北大と元准教授の男性に計約1億円の損害賠償を求めて岡山地裁に提訴した。東北大は昨年4月「指導に重大な過失があり、自殺につながった」とする報告書をまとめた。元准教授は昨年5月に辞職した。大学院生は19年、元准教授に博士号取得のための論文を提出したが受理されず、その後も添削や具体的な指導を受けられなかつた。このため将来を悲観、自殺したとしている。

6/22 広島市南区のマツダ宇品工場で、工場の東正門前で乗用車が従業員2人をはね、工場敷地内に侵入、従業員9人を次々とはねた。社員1人が死亡、1人が重体となり、ほか9人も負傷した。車は逃走したが、県警は約40分後、現場から約1キロ離れた山中で車と運転していた男を発見。男は包丁も所持しており、殺人未遂と銃刀法違反容疑の現行犯で逮捕した。

6/23 同僚らのいじめが原因で不安障害や抑うつ状態になったのに労災と認められなかつたのは不当として、富士通京都支社に勤務していた元社員の女性が国に療養補償給付金の不支給処分取り消しを求めた訴訟の判決が、大阪地裁であつた。裁判長は「いじめは集団で長期間継続してあり、内容も陰湿。女性が受けた心理的負荷は強度と言わざるを得ない」として業務との因果関係を認め、処分取り消しを命じる判決を言い渡した。女性は02年11月から休職。05年6月に「休職期間満了」で解雇された。

6/24 平成14年に京都大学大学院で論文を共著とするよう強要されるアカデミックハラスメントを受け、退学せざるを得なくなつたなどとして、元学生の女性2人が京都大学などに計2420万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であつた。裁判長はアカハラを認定したが、時効として請求を棄却した。判決理由で、指導教官が何度も共著を勧めたことを「指導の域を超えている」と認定。同じ研究室の別の女性が、大学の規定にならない留年処分とされたことも「裁量を逸脱した違法」と判断した。2人は大学に救済を求め、最終的に調停が決裂したのは19年1月。判決は時効を3年とした。

2000年の東海豪雨当日、名古屋発着4便のフライトをこなし、飛行中に脳出血を発症し死亡した全日空機長の遺族が、労災と認めなかつた大田労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は請求を退けた一審判決を支持、遺族側の控訴を棄却した。機長は2000年9月11日、仙台—名古屋—青森—名古屋—佐賀と4便を乗務。佐賀空港着陸直前に意識を失い、8日後に亡くなつた。

6/25 総務省の「福利厚生施策の在り方に関する研究会」は、うつ病など心の病で休職する国家公務員が増えているとして、管理職のメンタルヘルス研修の徹底などを提言する報告書を公表。2011年度に改正する国家公務員福利厚生基本計画に反映させる。具体策として、部下のメンタルヘルス対策は管理職の業務と明確化し、研修の義務付けを提言。休職している職員が、職場復帰するルールや手順の策定、小規模な職場の職員の相談などを受ける外部の専門機関と契約が必要とした。

2010夏期カンパへの ご協力のお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させるべく様々な活動に奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

不況と格差社会が拡大し、貧困問題が顕在化する中、政権交代が実現してから1年がたとうとしています。労働者や市民の声が反映される社会の実現のために、これまで以上の努力と戦略的な取り組みが求められています。

クボタ・ショックから5年が経過したアスベスト健康被害問題については、被害者の支援活動を行いながら、格差のない補償・救済制度の実現とアスベスト対策基本法の制定を目指して、全国の仲間とともに取り組んでいます。

依然として毎年自殺者が3万人を超えている状況に対して、厚生労働省は自殺・うつ病等対策プロジェクトチームで対策をまとめ、内容を実現させるべく取り組みをはじめました。職場におけるメンタルヘルス対策も、これら対策の柱の1つとされましたが、多発している職場でのいじめ・嫌がらせ問題については、いまだに対策ガイドラインも作られていません。

失業者が増加している一方で、職場に残ることが出来た労働者には過重な労働が強いられ、脳・心臓疾患、精神疾患に陥る労働者が多数いる一方、労働災害として認められることは少ないので現実です。センターでは、職場環境を改善し、労働者一人一人が尊重され、快適に働く職場の実現を目指して、地域の労働組合などと協力して取り組んでいきたいと思います。

また、昨年12月には、これまで注目されてこなかった建設現場におけるじん肺の問題について、長年の労働で健康被害にあっているはつり労働者15人がゼネコン32社を相手に、損害賠償を求めて提訴しました。末端の労働者を使い捨てにしてきた企業に対して責任を求めるこの重要な闘いを支援していきます。

このほか、今だ横行する労災隠しや外国人労働者問題山積みの課題について、皆様と共になお一層取り組みを進めてまいる所存です。

いつもながらのお願いでまことに心苦しい限りですが、安全センター運動への絶大なるカンパをお願い申し上げます。

2010年7月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284